

24水漁第248号
平成24年5月8日
一部改正 平成30年2月23日
一部改正 令和3年3月1日
一部改正 令和3年7月20日
水産庁長官

活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について

輸入割当ての対象外となる養殖用の活のかんぱち稚魚の確認書（以下「確認書」という。）の申請、確認書の発給等については、下記により行うこととする。

記

1. 確認書の申請者

確認書の申請者は、養殖用の活のかんぱち稚魚を輸入する者（輸入代行業者を含む。）とする。

2. 確認書の発給機関及び申請窓口

確認書の発給機関（以下「発給機関」という。）は次の県の水産部局とし、その具体の申請窓口は別途水産庁ホームページにて公表する。

静岡県
和歌山県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

3. 確認の対象となる活のかんぱち稚魚

全長が15cmを超え30cm以下のものであって、3月1日から7月31日までの間に税関へ輸入申告及び確認書の提出が行われたものとする。

なお、当該期間内に税関へ輸入申告及び確認書の提出が行われない場合、輸入割当ての対象外となる養殖用の稚魚としての扱いを受けることはできない。

4. 確認の申請書の提出

（1）確認書の申請者は、活のかんぱち稚魚を運搬する船舶ごとに、活のかんぱち稚魚の養殖用の確認申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、

活のかんぱち稚魚の活込みを予定している養殖施設の存在する漁場に対して漁業権の免許を付与している県における発給機関に提出することとする。

(2) 申請書の提出期限（発給機関が申請書を接受する期限をいう。）は、合理的な理由がある場合を除き、輸入申告予定日の20日前とする。

(3) 発給機関が申請書の提出に関して、(1) 及び (2) に加えて別途の手続を定めている場合には、確認書の申請者は当該手続に従って申請を行うこととする。

5. 確認書の発給

発給機関は、申請書の内容を審査し、適当と認められる場合には、確認書（別紙様式2）を発給することとする。

申請者が、下記7の活のかんぱち稚魚の活込み確認書の写しの提出を過去に行っていない場合、申請内容に相違して30cmを超える活のかんぱち稚魚を輸入した場合、又は輸入した活のかんぱち稚魚を養殖用以外に使用した場合には、発給機関は、当該申請者に確認書の発給を行わないことができることとする。

6. 税関への確認書の提出

確認書の申請者は、輸入申告時に税関申告番号、輸入許可数量・重量の数量（尾数）及び重量（KG）、魚艙番号並びに残数量・重量の数量（尾数）及び重量（KG）を確認書（原本）の「（裏面）」に記載した上で、税関へ提出することとする。

税関において輸入申告書の内容と確認書の内容との対査確認がなされ、当該輸入申告が許可されたときは、「（裏面）」に受理印が押印され、確認書（原本）が申請者に返却される。

なお、一枚の確認書（原本）で複数回の輸入申告を行う場合は、申請者は、輸入申告の都度、確認書（原本）を税関へ提出し、輸入申告書の内容と確認書の内容について対査確認を受ける必要がある。

7. 活のかんぱち稚魚の活込みの確認

(1) 確認書の申請者は、確認書に係る活のかんぱち稚魚の全長の確認、当該稚魚が養殖施設に活込みされたことの確認及び当該稚魚の尾数の確認を以下のいずれかの団体に依頼し、確認を行った団体が作成した活のかんぱち稚魚の活込み確認書（別紙様式3）の写しを、確認書の発給機関に提出しなければならない。

（活込みの確認を行う団体）

- ・ 一般社団法人 全日検
- ・ 一般社団法人 日本貨物検数協会
- ・ 発給機関が別途指定する団体

(2) 発給機関が活込みの確認に関し、(1) に加えて別途の手続を定めている場合には、確認書の申請者は当該手続に従って活込みの確認を行うこととする。

8. 事後検査

発給機関は、必要に応じ、確認書により輸入割当てを要せずに活のかんぱち稚魚が活込みされた養殖施設において、当該活のかんぱち稚魚の活込みの記録、養殖後の出荷記録等の検査を行うこととする。

附 則（平成３０年２月２３日付け２９水漁第１３５７号）
この通知による改正は、平成３０年３月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１日付け２水漁第１３８０号）

- １ この通知は、令和３年３月１日から施行する。
- ２ この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- ３ この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和３年７月２０日付け３水漁第６３３号）

この通知による改正は、令和３年７月２０日から施行する。

(別紙様式 1)

年 月 日

確認書の発給機関の長 殿

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

活のかんぱち稚魚の養殖用の確認申請について

下記の活のかんぱち稚魚（全長 15 cm を超え 30 cm 以下のもの）について、養殖用の確認書の発給を申請します。

記

1. 活のかんぱち稚魚を運搬する船舶（運搬船）

船名： 総トン数： 船舶登録番号： 魚艙数：
出港地： 出港日： 年 月 日 (※)
入港地： 入港日： 年 月 日 (※)

※出港していない場合又は、入港していない場合は（予定）と記入すること。

2. 輸入する活のかんぱち稚魚

原産国（地）：

輸入申告予定日： 年 月 日 （3月1日から7月31日までの間に輸入申告が行われるものに限る。）

運搬船の 魚艙番号	輸入数量 (尾数)	輸入重量 (KG)	全長 (cm)	漁獲海域	飼育地域
			～		
			～		
			～		
			～		
			～		
			～		
			～		
			～		
			～		

合計数量： 尾（合計重量： KG）

3. 活のかんぱち稚魚の活込み先

No.	活込み先の養殖業者 (氏名及び住所)	生簀 番号	所属する漁 協等	活込み予定 数量(尾数)	活込み予 定日	運搬船の 魚艙番号

合計数量： 尾

(別紙様式 2)

(文書番号〇〇〇)

年 月 日

確認書の申請者 殿

確認書の発給機関の長

活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について

年 月 日付けで申請のあった下記の活のかんぱち稚魚については、養殖用であることを確認しました。

当該稚魚は、3月1日から7月31日までの間に税関へ輸入申告及び確認書の提出をしないと、輸入割当ての対象外とはなりません。

また、当該稚魚の輸入許可及び養殖施設への活込みが共に終了した後、活のかんぱち稚魚の活込み確認書(別紙様式3)の写しを提出してください。この写しを提出していない場合、この確認書に相違して30cmを超える活のかんぱち稚魚を輸入した場合、又は輸入した活のかんぱち稚魚を養殖用以外に使用した場合には、以後、活のかんぱち稚魚の養殖用の確認書を発給しないことがありますので、留意願います。

記

1. 活のかんぱち稚魚を運搬する船舶(運搬船)

船名: 総トン数: 船舶登録番号: 魚艙数:

2. 輸入する活のかんぱち稚魚

原産国(地):

輸入申告予定日: 年 月 日 (3月1日から7月31日までの間に輸入申告が行われるものに限る。)

運搬船の 魚艙番号	輸入数量 (尾数)	輸入重量 (KG)	全長 (cm)
			~
			~
			~
			~
			~
			~
			~
			~
			~

合計数量(尾数): (合計重量: KG)

(裏面)

税関申告番号 (申告年月日)	輸入許可数量・重量		魚 艙 番号	残数量・重量		許可年月日及び 税関受理印
	数量(尾数)	重量 (KG)		数量(尾数)	重量 (KG)	

(発給機関担当者連絡先)

(別紙様式 3)

年 月 日

確認書の申請者 殿

活のかんぱち稚魚の活込みの確認を行う団体名

住所

氏名

連絡先

1. 年 月 日付け(文書番号〇〇〇)により養殖用の確認がなされた活のかんぱち稚魚について、以下のとおり活込みを確認しました。

(1) 運搬船

船名: 総トン数: 船舶登録番号: 魚艙数:

(2) 稚魚の全長

運搬船の 魚艙番号	全長の確認日	確認結果	備考

(注意)

1. 稚魚の全長の確認は、輸入申告前(輸入申告する年の3月1日から7月31日まで)の間に限る)に行うこと。
2. 稚魚の全長が30cm以下の場合は、確認結果の欄に「済」と記載すること。
3. 全長30cmを超える稚魚があった場合は、確認結果の欄に「30cmを超えた尾数(検査尾数)を」記入するとともに、備考の欄に申請者が取った措置(輸入割当ての取得等)を確認して記載すること。

(3) 活込み先

No.	活込み先の養殖業者 (氏名及び住所)	生簀 番号	所属する漁 協等	活込みの確認日	運搬船の 魚艙番号

2. 年 月 日付け（文書番号〇〇〇）により養殖用の確認がなされた活のかんぱち稚魚について、以下のとおり数量（尾数）を確認しました。

No.	活込み先の養殖業者 (氏名及び住所)	生簀番号	活込み尾数 (千尾単位)	確認日

合計数量： 千尾